

Q 3 道徳教育における全校的な協力体制は、どのようにつくればよいか。

A : 各小・中学校においては、これまでも道徳主任等を中心に、学校全体で道徳教育に取り組んできた。しかし、道徳主任が教科主任と横並びの役割であったり、道徳の時間のみの運営を担当する役割であったりする場合もあり、学校の組織の中で広く活動できる立場が確保されていないなどの問題も見られる。そのような現状から新学習指導要領では、「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、「各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下、「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開する（以下略）」と明示し、推進体制の一層の充実を求めている。

以下、道徳教育を充実するための推進体制を整備するに当たっての留意事項について述べる。

### 1 協力体制づくりにおける三つの着眼点

全校的な協力体制づくりに関しては、「学習指導要領解説 道徳編」において、以下のように示されている。

道徳教育は、校長の方針の下、学校の教育活動全体で取り生まれ、個々の教師の責任ある実践に託されていくものである。学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるために、全教師が力を発揮できる体制を整える必要がある。例えば、道徳主任などの道徳教育推進教師の役割を明確にするとともに、機能的な協力体制の下、道徳教育を充実させていく必要がある。

教育活動全体で生きて働く組織とするために、上記の から に関連する次の三点に着眼して組織化を考えることが重要である。

校長が方針を示す

校長が道徳教育の基本的な方針を明確にし、それを実現するための組織をつくることが大切である。そして校長の示した方針を、各部署にいる教職員一人一人が理解して共有する必要がある。

道徳教育推進教師の役割を明確にする

「学習指導要領解説 道徳編」には、道徳教育推進教師の役割として、次のアからクまでの8つの事柄を例示している。

- ア 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- イ 全教育活動における道徳教育の推進，充実に関すること
- ウ 道徳の時間の充実と指導体制に関すること
- エ 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- オ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- カ 授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- キ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ク 道徳教育における評価に関すること など

道徳教育推進教師は、これらのすべてを行うという見方もできるが、各担当が推進する道徳教育について把握すべき事項であると考えられることもできる。重要なのは、学校における道徳教育の推進役としての役割を焦点化し明確にすることである。

### 機能的な協力体制にする

機能的な協力体制とは、全教師が力を発揮できる体制ととらえることもできる。各部署での協力的かつ積極的な働きがあってこそ、学校における道徳教育は前向きに力強く推進される。

## 2 学校の方針や学校の実態が生かされた協力体制づくり

協力体制の組織としては、具体的には以下のようなものが考えられるが、これらはあくまで例であり、固定的に発想するのではなく、各学校がそれぞれの学校規模、地域性、教職員の構成や個性等を考えながら、学校として機能しやすい体制をつくることが重要である。

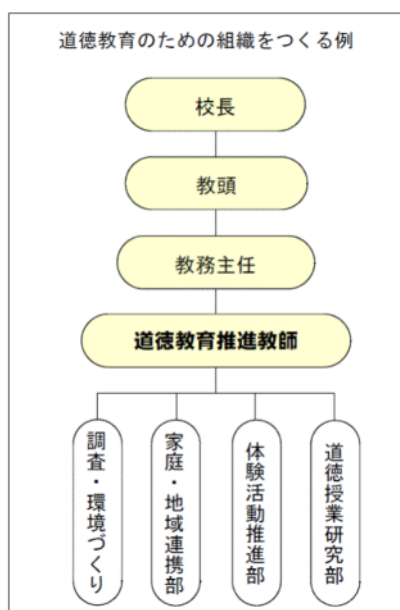
### (1) 道徳教育のための組織をつくる例

道徳教育の研究推進校等でよく見られるのが、全教職員が道徳教育実践や研究のための組織に参画するという形である。(図1)

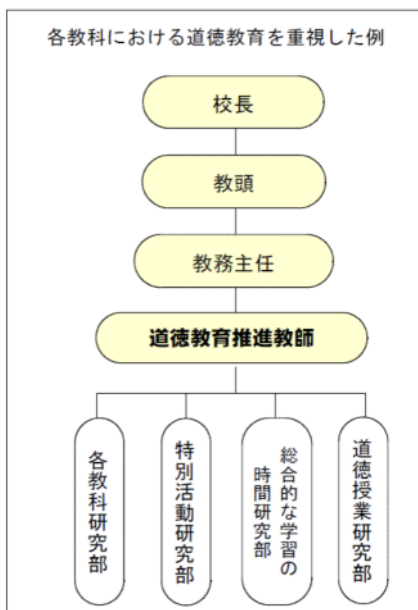
なお、改訂の趣旨を一層生かすならば、これらに加え、教科における道徳教育について推進する部署などを位置付けることも考えられる。(図2)

### (2) 道徳教育推進チームをつくる例

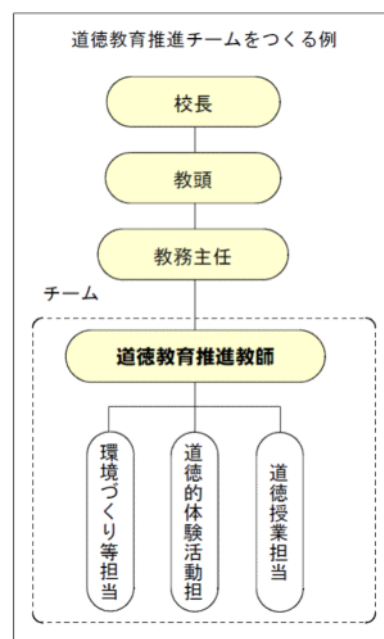
道徳教育推進チームとして、例えば、4名で道徳教育チームをつくり、その中にリーダーを置き、一人一人が課題を負うことが考えられる。(図3) (1)で示した組織のそれぞれに主任等を置き、その代表者が集まって、このようなチームをつくる等の組合せも考えられるが、小規模校では難しい面がある。



【図1】



【図2】



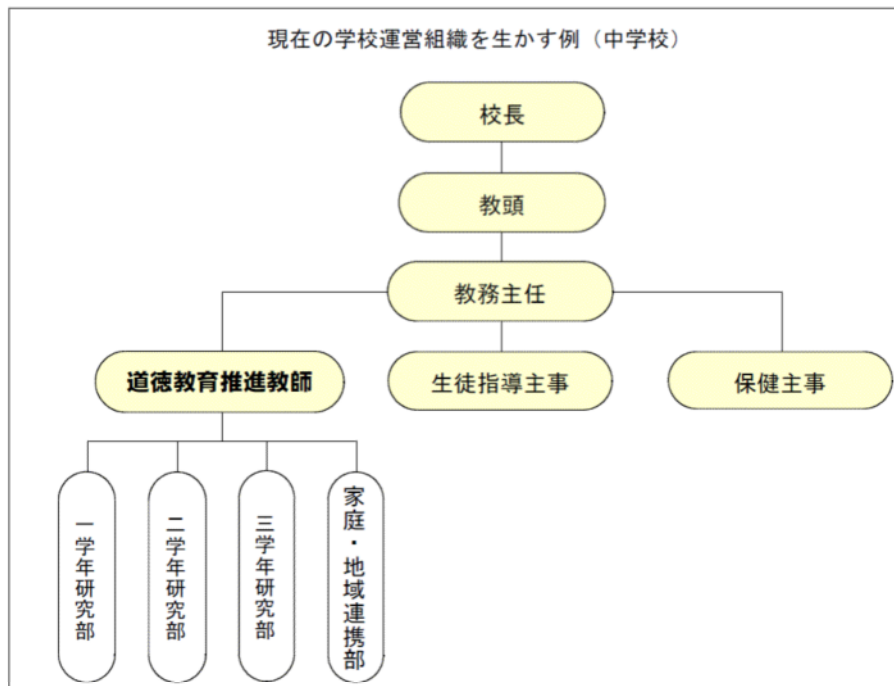
【図3】

### (3) 現在の学校運営組織を生かす例

各学校での通常の校務分掌による運営組織を活用した体制とすることも考えられる。

(図4) 道徳主任等の道徳教育推進教師を校務分掌に位置付け、学校全体で計画を作成したり道徳教育を推進したりする際に、各分掌から提出された情報を集約し、全体で話し合い、さらには各分掌でその推進を担うというような形となる。

例えば、各学校では、教務部、教育課程部(特別活動等を含む)、生徒指導部、連携・渉外部などの組織等が見られるが、それぞれの分掌に、道徳教育上の課題とその推進上の役割をもたせる。煩雑にならないよさがある一方で、各教師はいくつもの役割を重ねて負うことから役割意識があいまいになりがちな問題も予想される。



【図4】

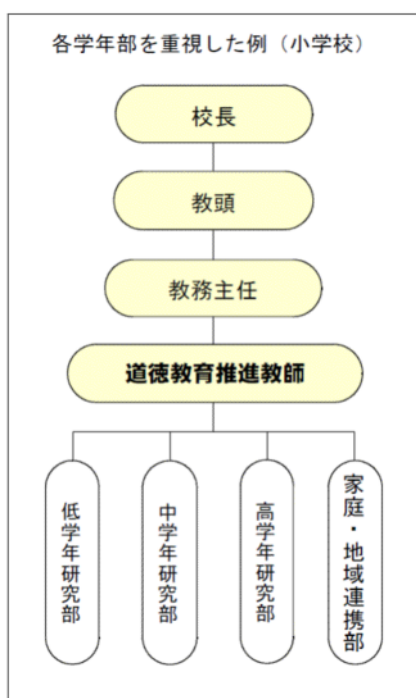
### (4) その他

上記以外にも、次のような組織が考えられる。

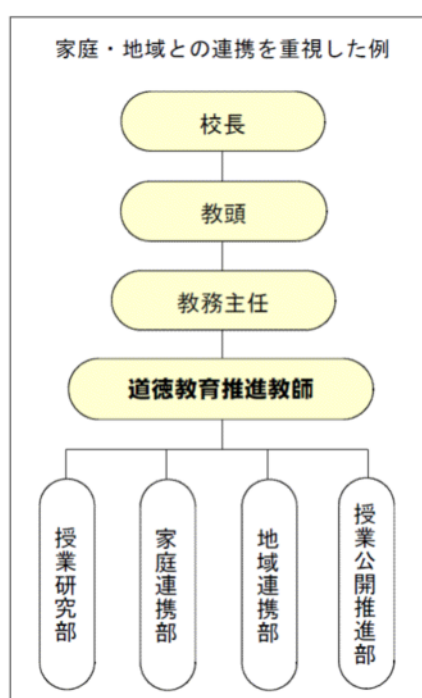
- ・各学年部を重視した体制をつくる方法。(図5) 各学年に複数学級がある場合、学年または発達段階ごとに道徳教育担当者を一人ずつ置き、道徳部を組織する。道徳の時間の年間指導計画の作成に大きな力を発揮する。
- ・家庭・地域との連携を重視した体制をつくる方法。(図6) 道徳教育は、学校、家庭、地域社会の三者がそれぞれの役割を果たすことで、より一層の充実を図ることができる。校内の組織を工夫することで、家庭や地域社会との交流が密になり、三者による道徳教育推進上の相乗効果が期待できる。
- ・学校教育目標実現のために、道徳の時間を要とした3つのプロジェクトを立ち上げる方法。(図7) 道徳の時間の充実を中心に道徳的実践力の育成を目指す「道徳性向上プロジェクト」、思考力・判断力・表現力等を伸ばし、学力向上を目指す「学力向上プロジェクト」、感動的な学校行事や体験活動の充実を図り、感受性豊かな児童の育成を目指す「感動体験プロジェクト」がある。道徳教育推進教師は、「道徳性向上プロジェクト」のリーダーを担う一方、他の二つのプロジェクトとの、連絡調整役として、プロジ

エクト推進の中心的な役割を果たすことになる。

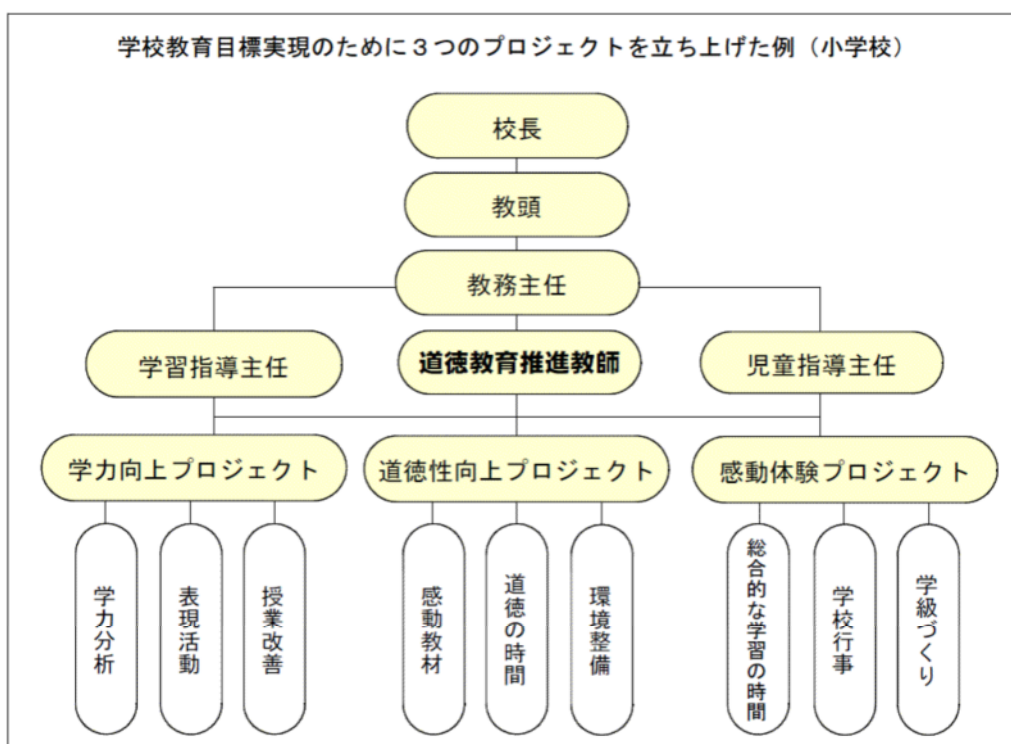
- ・その他、各学校の実情にあった組織。



【図5】



【図6】



【図7】

このように、協力体制の在り方には、様々な視点が考えられる。各学校においては、新学習指導要領の趣旨を生かし、しかも機能的で無理が生じない体制を整えていくことが重要である。